

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業 環境影響評価方法書に関する鶴岡市の意見

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が本市八森山周辺で計画している風力発電事業について、環境影響評価方法書に対する本市の意見としては以下のとおりである。

1. 生態系に関する事項

事業実施想定区域周辺には、山形県の天然記念物に指定されている「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」が存在している。このことから、事業が進む過程で群固定数に影響が及ぶ場合、速やかに対応すること。

2. 景観に関する事項

鶴岡市景観計画では、山岳・森林地域を自然資源と位置付け、水源涵養と国土保全、自然学習のフィールド及び癒しの空間として多様な公益機能を持つ森林景観を維持するため、水と緑、生態系に配慮した自然景観及び集落景観の保全と形成に努めることとしていることから、事業にあたっては施設配置等についての十分なシミュレーションを行うこと。

3. 交通（資材搬入）についての事項

資材等の搬出入について、主に粉じん、騒音、振動の発生により設置個所周辺、並びに搬入経路上の地域住民への生活環境被害が及ばないように、車両の運行計画について検討すること。

（補足説明：資材等の搬出入には大型の車両が使われることが想定されるため、例えば早朝に頻繁に通る可能性がないか、近隣の保育園でお昼寝の時間はルート変更ができないか、などを検討し、可能な限り生活環境被害を軽減されるようにして欲しい。本計画における工事期間は決して短いものではないため、十分に配慮して頂きたい。）

資材等の搬出入、及び建設工事中において事故が発生した場合の油流出による環境影響について事前に想定するとともに、早急な対応が可能な体制の確立

についても検討すること。

(補足説明：事故を起こさないようにすることが求められるとはいえ、可能性をゼロに出来るものではないため、予め対応を検討すべき。特に工事想定箇所や車両運行ルートは事故発生のお知らせがなされてから消防、市が現地へ到達するまでに相当の時間を要するため、事業者自らが早急な油流出への対応が出来るよう、どの程度の流出が懸念され、どの程度の処理資材をどこに用意しておくか、といった部分を事前に検討して頂きたい。)

4. アクセス道路（林道）に関する事項

林道を使用して資材等運搬を想定していることから、舗装構造に対する影響を調査すること。また、調査の過程で市有林に立ち入る必要がある場合は、市有林立ち入り許可申請書を提出すること。

5. 電波障害に関する事項

高館山の防災無線発信局から温海岳中継局を結んだラインと近接して風車が設置されることから、通信の確保に対する影響調査を実施すること。

また、テレビ局送受信についても同様に影響調査を実施すること。

6. その他の事項

パラグライダー愛好者がプラットホームとして利用していることから、アクセスへの影響、フライトコースへの影響、風車への衝突の危険の影響等も調査を行うこと。